

平成13年度新設整備事業の事後評価概要

1、本年度の事後評価対象事業

事後評価を実施する対象事業は、航路標識が運用を開始した時点から5年の期間が経過した事業とされており、本年度は、平成13年度に新規事業採択され事業が完了している次の67事業が対象となる。

(1) 光波標識

- | | | |
|---------|----------|------------|
| 1) 障害標識 | ・・・・・・・・ | 6事業(6標識) |
| 2) 港湾標識 | ・・・・・・・・ | 61事業(65標識) |

2、事業の評価手法

評価は、航路標識整備事業の費用対効果分析マニュアルに基づき、費用便益分析等の手法により行った。

3、費用便益分析

事後評価手法により実施した67事業の費用便益分析結果は、対応方針(案)等一覧のとおりである。